

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 3 年 5 月 20 日

新潟市長 中原 八一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コメリホームセンター牡丹山店
所在地 新潟市東区牡丹山 5 丁目 4 番 30 号
設置者 有限会社上喜 代表取締役 上野 喜代一

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,488 m²
(変更後) **2,256 m²**
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・駐車場の収容台数
(変更前) 63 台
(変更後) **61** 台
 - ・駐輪場の位置
(変更前) 建物 1 西南側
(変更後) 建物 1 **西北側**
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社コメリ 午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分
(年 180 日午後 8 時 00 分)
(変更後) 株式会社コメリ **午前 7 時 00 分**から**午後 9 時 00 分**
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分
(変更後) **午前 6 時 30 分**から午後 9 時 30 分

3 変更する年月日

上記2の(1)、(2)についての変更：令和4年1月14日

上記2の(3)についての変更：令和3年5月14日

4 届出年月日

令和3年5月13日

5 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区地域課

6 縦覧期間

令和3年5月20日から令和3年9月21日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課

電話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp